

第12号議案

文京区指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年2月6日

提 出 者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

文京区指定文化財の指定について

「木造義山豪栄坐像」は、文京区文化財指定基準（昭和54年4月2日文教委告示第1号平成4年4月1日文教委告示第11号により改正）を十分に満たす文化財であるため、文京区文化財保護条例（平成4年3月31日条例第28号）第4条第3項の規定に基づき、文京区指定文化財に指定する。

1 木造義山豪栄坐像

(1)種別

有形文化財（彫刻）

(2)名称および員数

木造義山豪栄坐像 1 軀

付 旧像内納入品

| | |
|------------|-----|
| 法華経要文等 | 1 紙 |
| 梵字陀羅尼及び密印等 | 1 紙 |
| 梵字聖天真言等 | 1 紙 |
| 名号等 | 1 紙 |
| 歯 | 1 個 |
| 巻数 | 1 紙 |
| 木札 | 1 枚 |
| 勾玉 | 2 点 |

(3)指定理由

本像は、ともに伝わる木札の銘によると、心城院義山豪栄の70歳古稀の寿像である。

僧侶の像でありながら被布を着し帯刀した俗人の姿をあらわし、また像底に衣の襷と足裏を彫り出すなど、図像的な制約を離れた創意を示すことも特色の一つであり、像主の名およびその制作時期が明らかになる点で、近世彫刻史上において貴重である。

いっぽう、被布は現代では少女の晴れ着であるが、もとは江戸時代後期に始まった男子の上着であり、本像が造られた頃はその流行の初期にあたり、像の表現に当時の風俗が反映されていることも文化史上興味深く、江戸時代肖像彫刻の貴重な遺品である。

(4)告示日

令和2年2月28日

(5)所有者

宗教法人 心城院（文京区湯島三丁目32番4号）

(6)所蔵先

宗教法人 心城院（文京区湯島三丁目32番4号）

3 文京区文化財保護審議会委員

会 長 谷川 章雄（早稲田大学人間科学学術院教授）

副会長 中村 ひろ子（元神奈川大学特任教授）

委 員 岩淵 令治（学習院女子大学国際文化交流学部教授）

内田 青蔵（神奈川大学工学部教授）

佐藤 信（大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事）

副島 弘道（大正大学文学部教授）

藤井 英二郎（元千葉大学大学院園芸学研究科教授）

4 文京区文化財保護審議会からの建議文

別紙1 建議文（写）のとおり

本文化財について、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、区指定文化財に指定するに相応しいものであるか等を判断するため、その詳細について調査・審議するように文京区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。

諮問を受けた審議会は、慎重に資料の文化的価値等について調査・審議した結果、文京区文化財指定基準を十分に満たす文化財であると認めた。

これに基づき、令和2年1月24日付け建議文により、区指定文化財に指定するよう教育委員会あて建議したものである。

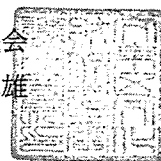
5 指定説明書

別紙2のとおり

令和2年1月24日

文京区教育委員会 殿

文京区文化財保護審議会
会長 谷川 章雄



文京区指定文化財（有形文化財）の指定について（建議）

令和元年7月3日付で文京区教育委員会から調査・審議の諮問を受けた宗教法人心城院所有の「木造義山豪栄坐像」の文京区指定文化財への指定について、慎重に文化財的価値を調査・審議した結果、「文京区文化財指定基準」を十分に満たし、指定するに相応しい貴重な有形文化財であることを認め、指定名称を下記のとおりとし、文京区教育委員会に建議いたします。

記

1 文京区指定文化財の指定名称および員数

| | |
|------------|-----|
| 木造義山豪栄坐像 | 1 軀 |
| 付 旧像内納入品 | |
| 法華経要文等 | 1 紙 |
| 梵字陀羅尼及び密印等 | 1 紙 |
| 梵字聖天真言等 | 1 紙 |
| 名号等 | 1 紙 |
| 齒 | 1 個 |
| 卷数 | 1 紙 |
| 木札 | 1 枚 |
| 勾玉 | 2 点 |

文京区指定有形文化財 指定説明書

- (1) 名称 木造義山豪栄坐像
付 旧像内納入品
- | | |
|------------|-----|
| 法華経要文等 | 1 紙 |
| 梵字陀羅尼及び密印等 | 1 紙 |
| 梵字聖天真言等 | 1 紙 |
| 名号等 | 1 紙 |
| 齒 | 1 個 |
| 卷数 | 1 紙 |
| 木札 | 1 枚 |
| 勾玉 | 2 点 |
- (2) 員数 1 軀
- (3) 区分 有形文化財 (彫刻)
- (4) 所有者 宗教法人 心城院 (湯島三丁目 32 番 4 号)
- (5) 所在地 湯島三丁目 32 番 4 号
- (6) 法量 (単位cm)
- | | | | | | |
|------|----|------|---|------|--------|
| (本体) | 像高 | 18.5 | | | |
| (台座) | 高 | 3.2 | 張 | 24.5 | 奥 18.3 |
- (7) 形状
- (本体) 円頂。襟と袖のつく被布を着ける。両手は屈臂して、ともに全指を握り持物を執る形。腰に刀を差し、座布団 (布製) 2 枚を重ねた上に正座する。像底に両足裏、足指、および衣文をあらわす (彫出)。
- (台座) 上疊座。後ろの両隅を丸くあらわす。その上に座布団 2 枚を重ねて敷く。
- (8) 品質構造
- (本体) ヒノキ材か、寄木造、玉眼。像表面は白下地、彩色。
- (台座) ヒノキ材、彩色。座布団は絹製、綿入り。
- (9) 時代 江戸時代 19 世紀前半
- (10) 説明

本像は、ともに伝わる木札の銘によると、心城院義山豪栄の 70 歳古稀の寿像である。剃髪して正座する俗人の姿をあらわす。像高 20 cm に満たない小像であるが、像主の風貌をよく伝えると思われる柔和な顔の表現と、衣の細部までをていねいにあらわした堅実な技術などから、仏像制作を主とする専門仏師の手になったものと思われる。本体に欠失部はほとんどなく、保存状態はきわめてよく、台座も造立当初のものである。

旧像内納入品のうち「名号等」には、義山豪栄の名と花押があり、その書風などとの比較から、それ以外の旧像内納入品も豪栄によって書かれたものと見られる。また、首にかけら

れる石製（瑪瑙製）の勾玉 2 点は、5 世紀代から 6 世紀後半ごろにかけての古墳時代中・後期に帰属するものであるが、像主ゆかりの品とみられる。

義山豪栄は、心城院の中興と伝わる。墓は、金嶺寺（台東区谷中 1-6-27、天台宗）にあり、銘によると心城院第 10 世で、天保 14 年（1843）5 月 13 日に没したことが知られる。生年未詳のため本像の造立年は確定できないものの、およその年代がわかる。このことは本像の作風および技法から推定される制作年代とも矛盾しない。

なお、心城院はかつて宝珠弁財天堂と称す湯島天神に属した一堂宇で、元禄 7 年（1694）湯島天神別当喜見院第三世宥海の開基と伝わる。のちに柳井堂とも称した。明治初年に湯島天神から独立し、天台宗に属した。

《主な参考文献》

- ・副島弘道「（文京区文化財調査報告）木造義山豪栄坐像 1 軀」（2019 年 3 月 14 日）
- ・瀧音 大「（文京区文化財調査報告）勾玉 2 点」（2019 年 11 月 20 日）
- ・町田 聡「心城院について」（2019 年 11 月 29 日）

（1 1）文化財的価値

本像は、僧侶の像でありながら被布を着し帯刀した俗人の姿をあらわし、また像底に衣の襷と足裏を彫り出すなど、図像的な制約を離れた創意を示すことも特色の一つであり、像主の名およびその制作時期が明らかになる点で、近世彫刻史上において貴重である。いっぽう、被布は現代では少女の晴れ着であるが、もとは江戸時代後期に始まった男子の上着である。本像が造られた頃はその流行の初期であり、像の表現に当時の風俗が反映されていることも文化史上興味深い。

このように、本像は江戸時代肖像彫刻の貴重な遺品である。

（1 2）指定基準

「文京区文化財指定基準」 第一 区指定有形文化財 「二 絵画、彫刻、工芸品」のうち、「(一) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの」および「(二) 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの」に該当する。

(写真)



